

令和7年度不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会 開催要綱

(趣旨)

第1条 本県における不登校児童生徒に対する学びの継続支援について検討する上で、有識者等の意見を聴くため、不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 不登校が長期化している児童生徒への学びの支援について
- (2) 多様な学びの場における不登校児童生徒等への学びの支援について
- (3) ICT等を活用した不登校児童生徒等への学びの支援について
- (4) 不登校に対する理解を深める啓発活動について

(構成)

第3条 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。なお、必要に応じ、その他の者の意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 会議に座長を置く。

(開催時期)

第5条 会議は令和8年3月31日までの間、開催するものとする。